

青森県報

第三千四百六十六号

平成二十三年
十一月十八日
(金曜日)

目次

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	健康福祉課	一
右 同	同	一
生活保護法による介護機関の指定	同	二
右 同	同	二
保安林の指定施設要件の変更予定	林政課	三
漁業の許可等の申請期間	水産振興課	三
宅地建物取引業者の免許の取消し	建築住宅課	四
漁船保険付保義務の発生	下北地域 県民局	四
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	民生生活 文化課	四
建設業者の許可の取消し	上北地域 県民局	五
右 同	同	五

告 示

青森県告示第八百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用

する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所の名称	所在地	廃止年月日
株式会社アポテックホルディングス	八戸市一番町二丁目三の一五	居宅療養管理指導	百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成 二二・七・三
〃	〃	〃	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	〃
〃	〃	〃	五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三の四の一	〃
社会福祉法人ファミリ	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	訪問介護	ハピネス	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	二二・六・三〇

青森県告示第八百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所の名称	所在地	廃止年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃

株式会社ポテックホールディングス	八戸市一番町二丁目三の一五	介護予防 居宅療養 管理指導	百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成 二〇・七・三
株式会社ポテックホールディングス	八戸市一番町二丁目三の一五	介護予防 居宅療養 管理指導	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	平成 二〇・七・三
株式会社ポテックホールディングス	八戸市一番町二丁目三の一五	介護予防 居宅療養 管理指導	五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三の四の一	平成 二〇・七・三
株式会社ポテックホールディングス	八戸市一番町二丁目三の一五	介護予防 居宅療養 管理指導	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三の四の一	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	平成 二〇・七・三

青森県告示第八百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社ポテック	八戸市一番町二丁目三の一五	居宅療養 管理指導	百石調剤薬局	上北郡おいらせ町上明堂九の三	平成 二〇・八・一
株式会社ポテック	八戸市一番町二丁目三の一五	居宅療養 管理指導	五戸調剤薬局	三戸郡五戸町字正場沢三の四	平成 二〇・八・一
株式会社ポテック	八戸市一番町二丁目三の一五	居宅療養 管理指導	五戸東薬局	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三の四の一	平成 二〇・八・一
株式会社ポテック	八戸市一番町二丁目三の一五	居宅療養 管理指導	三戸郡五戸町字鍛冶屋達上三三の四の一	三戸郡五戸町字姥堤三四の一	平成 二〇・八・一

株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問看護	センタータイケア 訪問看護 ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	平成 二〇・九・二〇
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問看護	センタータイケア 訪問看護 ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	平成 二〇・九・二〇
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問看護	センタータイケア 訪問看護 ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	平成 二〇・九・二〇
株式会社チイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	訪問看護	センタータイケア 訪問看護 ステーション	八戸市根城三丁目四の一七	平成 二〇・九・二〇

青森県告示第八百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅介護支援事業者	バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目三の四	平成 二〇・九・二五
バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅介護支援事業者	バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目三の四	平成 二〇・九・二五
バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅介護支援事業者	バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目三の四	平成 二〇・九・二五
バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	居宅介護支援事業者	バンドー介護サポート株式会社	弘前市大字西城北二丁目三の四	平成 二〇・九・二五

青森県告示第八百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人ファミリ	社会福祉法人秋葉会	株式会社二チイ学館	社会福祉法人みやぎ会	株式会社ポテック	名 称	介 護 予 防 事 業 者
三戸郡五戸町字姥堤三四の一	八戸市大字河原の二三八	東京都千代田区目九	八戸市大字河原の八	八戸市一番町二丁目三の一五	主たる事務所の所在地	
訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	介護予防居宅療養管理指導	事業の種類	介 護 予 防 事 業 所
ケアセンター	八太郎山居宅支援センター	八太郎山居宅訪問看護ステーション	介護老人保健施設とわだ	五戸東薬局	名 称	介 護 予 防 事 業 所
三戸郡五戸町字姥堤三四の一	八戸市大字河原の二四〇	八戸市根城三丁目四の一七	十和田市大字洞内字長田六〇の六	三戸郡五戸町字正場沢三の四	所 在 地	指 定 日
三・七・一	三・九・一	三・九・二〇	三・九・六	三・八・一	平成	

青森県告示第八百七十六号

次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東津軽郡平内町大字狩場沢字堀差一七〇の一から一七〇の五まで、一七二の一、一七二の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (三) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。()

青森県告示第八百七十七号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年一月四日から同月十三日まで

備考

- 一 漁業種類 手繰第二種漁業のうち、うにびき網漁業

- 二 操業区域 東共第二十五号、東共第二十七号、東共第二十九号及び東共第三十号の各漁業権漁場の区域
- 三 操業期間 平成二十四年二月一日から同年七月三十一日まで
- 四 許可又は起業の認可をとする船舶の隻数の最高限度 一四一隻

青森県告示第八百七十八号

平成二十三年十月七日次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できない旨の公告をしたところ、当該公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 出町不動産商事
 - 二 氏 名 出町 美津
 - 三 主たる事務所の所在地 青森市久須志二丁目二〇の一
 - 四 免許証番号 青森県知事（一一）第七一四号
- （教示） この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に、青森県知事に対して行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）による異議申立てをすることができる。
- 処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、提起することができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に異議申立てを行った場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

青森県告示第八百七十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第一百二十二条第一

項の規定による同意があったと認めためたので、同法第一百二十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八番地 木村 常紀	六ヶ所海水
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五番地二 鳥谷部 信一	
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附一〇八番地一 高橋 武美	

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日 平成二十三年十月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人東北CALS普及会
- 三 代表者の氏名 北村 達雄
- 四 主たる事務所の所在地 弘前市大字神田四丁目一〇の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、公共事業に携わるすべての人々に対して、CALS/EC（公共事業支援統合情報システム）の普及を促進するため情報の共有をはかり、技術の向上を支援する事業を行うことにより、建設分野を超えたCALS/ECの健全な発展に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 ヤンマー農機販売株式会社

二 代表者の氏名 竹添 晃

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字折茂字沖山一〇の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第一五九二五号

五 取消年月日 平成二十三年十月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年十一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社舛沢興業

二 代表者の氏名 舛沢 昭作

三 主たる営業所の所在地 十和田市西三番町二の一〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第七八三号

五 取消年月日 平成二十三年十月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十三年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭